

5. 医療費が高額になったときの対応について

医療費が高額になる場合、加入している保険によって医療機関等の窓口での支払い方法が異なります。

【認定証が必要な場合】

次の方は、「限度額適用認定証」を提示しない場合、窓口で高額療養費相当分の自己負担が発生します。支払った高額療養費は、健康保険組合等へ支給申請をすることで給付されます。

- ・国民健康保険組合に加入の方(下記③の組合を除く)

【認定証が不要な場合】

次に該当する方は、認定証がなくても高額な自己負担は発生しません。

- ①宮城県内市町村の国民健康保険に加入の方
- ②社会保険(全国健康保険協会や会社の保険等)に加入の方
- ③次の健康保険組合に加入の方(宮城県建設業国民健康保険組合・全国土木建築国民健康保険組合・宮城県医師国民健康保険組合・宮城県歯科医師国民健康保険組合)

【事前準備のおすすめ】

医療費が高額になりそうな場合には、事前に、加入している健康保険組合等から「限度額適用認定証」の交付を受けることをおすすめします。

(マイナ保険証を利用している方は不要の場合があります。詳しくはご加入の健康保険組合へお問い合わせください。)

6. 変更・喪失の届出について

以下の場合、変更・資格喪失の届出が必要です。

- 変更届**・住所、氏名、加入健康保険、振込口座、受給者・配偶者の状況(婚姻・離婚等)の変更等
- 喪失届**・こどもの仙台市外への転出、生活保護の受給開始、児童福祉施設への入所等

※資格喪失の日以降、受給者証は使用できません。資格喪失後に受給者証を使用して助成を受けた場合は、助成金を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

7. 担当窓口 (お問い合わせ・資格登録等の申請先)

担当窓口	住所	代表電話番号
青葉区役所	〒980-8701 青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
宮城野区役所	〒983-8601 宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所	〒982-8601 太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
泉区役所	〒981-3189 泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111
青葉区 宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
太白区 秋保総合支所 保健福祉課 福祉係	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111

【その他の助成のご案内】

- 母子・父子家庭医療費助成**(※保護者・同居の扶養義務者の方の所得制限あり)
仙台市にお住まいで、18歳になった年の年度末までの児童を養育するひとり親家庭の方について、保険診療による医療費の自己負担相当額の一部を助成するものです。保護者の方から、申請が必要です。なお、事実婚等の場合は対象になりません。

こども医療費助成のごあんない



1. 対象者と助成内容

【助成対象となるこども】

次の3つの要件すべてに当てはまる方です。

- ・仙台市に住んでいる方
- ※ 修学のため仙台市国民健康保険に加入しつつ転出した方を含む
- ・18歳になる年度の3月末までの方
- ・勤務先の健康保険(各種社会保険、国保組合等)または国民健康保険(以下「健康保険組合等」)に加入している方
- ※ 生活保護を受けている場合は助成を受けることができません。

【助成対象となる費用】

医療機関等を受診した際、健康保険が適用される診療の自己負担額分を助成します。

- ※ 加入している健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その額を差し引いて助成します。
- ※ ただし、医療費が高額になった場合、高額療養費相当分の自己負担金が発生する場合があります。詳しくは「5.医療費が高額になったときの対応について」をご覧ください。

【助成対象とならない費用】

- ・健康保険が適用にならないもの
(例:健康診断や予防接種、診断書等の文書料、薬の容器代、選定療養費等)
- ・入院中の食事にかかる負担金(食事療養費の標準負担額)や差額ベッド代等

【受給者となる方】

こども医療費助成の受給者となる方は、こどもを保険扶養している保護者になります。

保護者以外の方がこどもを保険扶養している場合、受給者は原則として保護者のうち所得が高い方になります。



2. 資格登録の手続き

子ども医療費助成を受けるためには、資格登録が必要です。
必要書類を準備し、次のいずれかの方法で申請してください。

【手続きの方法】

- ・区役所または総合支所の担当窓口で申請
- ・担当窓口へ郵送して申請(下記②～⑤の書類はコピーを提出)
- ・スマートフォンまたはパソコンで電子申請(詳細は仙台市ホームページを参照→)

電子申請はこちらから
(仙台市ホームページ)



【必要書類等】

▼必ず提出するもの

	必要な書類	具体例	説明
①	子ども医療費助成資格登録申請書		担当窓口で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロードできます。
②	子どもの加入している健康保険情報の分かるもの	次のいずれか ・資格確認書 ・資格情報のお知らせ (子どもを保険扶養している方の分も提出してください。) ・マイナポータル資格情報を印刷したもの	出生から間がなくお手元がない場合は後日提出してください。
③	受給者名義の口座が分かるもの	次のいずれか ・預金通帳 ・キャッシュカード ・WEB通帳の画面を印刷したもの	下記助成申請の振込先口座として登録します。

▼次のどちらの要件にも該当する方のみ提出が必要なもの

- ・対象となる子どもに未就学児がいる(すでに未就学児が医療助成を受けている場合を除く)
- ・受給者、配偶者の前年1月1日現在(10月～12月に申請する場合はその年の1月1日現在)の住所が仙台市外

	必要な書類	必要な方	具体例
④	マイナンバー確認書類	受給者 配偶者	マイナンバーカード、住民票の写しなど
⑤	本人確認書類	申請者	顔写真付き証明書の場合は1点(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) 顔写真のない証明書の場合は2点(年金手帳など)

【補足事項】

- ※不足する書類がある場合には、担当窓口へご相談ください。
- ※家庭の状況等によりその他の書類が必要になることがあります。

3. 受給者証の交付について

資格登録申請後に書類の審査を行い、後日『子ども医療費助成受給者証』を交付します。

○ 他自治体で医療費助成を受給している場合について

仙台市の子ども医療費助成制度を利用する場合、他自治体では受給資格の喪失手続きをしてください。

※ 複数の医療費助成を同時に受給することはできません。重複して助成を受けた場合、返還金が発生します。

4. 医療機関等を受診するとき

医療機関等の窓口で、次の2点を提示してください。

- ・子ども医療費助成受給者証
- ・健康保険情報が分かるもの(マイナ保険証、資格確認書等)

原則として、窓口での支払いは不要です。

ただし、次の①～③に該当する場合は、医療機関等での支払い、後日の助成申請が必要です。

【助成申請が必要な場合】

次の場合は医療機関等で受診料を支払い、後日助成申請してください。申請後、登録口座へ助成金を振り込みます。

	事例	支払う金額	必要書類
①	・県外の医療機関等を受診したとき ・医療機関等の窓口で受給者証を提示しなかったとき ・仙台市子ども医療費助成の取扱いをしていない医療機関等を受診したとき	保険診療による自己負担分 (2割または3割)	・領収書のコピー※ ¹
②	健康保険情報が分かるものを提示しなかったとき	医療費の全額	・領収書のコピー※ ¹ ・療養費支給決定通知書※ ²
③	治療用装具を作成したとき	医療費の全額	・領収書のコピー※ ¹ ・療養費支給決定通知書※ ² ・診断書(作成指示書)のコピー

※¹ 領収書のコピー:患者名、保険点数、支払額が記載されているもの

※² 療養費支給決定通知書:健康保険組合等で発行しており、名称は健康保険組合等により異なります。

【助成申請方法】

- ・「子ども医療費助成申請書」と上記の必要書類を担当窓口へ提出してください。
- ・郵送による手続きも可能です。
- ・「子ども医療費助成申請書」は担当窓口で配布または、市ホームページからダウンロードできます。

●注意事項

- ・上記②③に該当する場合、健康保険が適用されることが確認できてから助成を行います。ご加入の健康保険組合等へ療養費支給申請を行い、支給決定後に申請してください。
- ・領収書や診断書は、健康保険組合等に原本を提出する前に必ずコピーをおとりください。